

# 水域を活用した地域活性化方策のガイドライン

～市街地に近い水域活用の新しい取組みのために～

平成20年3月

国土交通省 港湾局 国際・環境課  
海事局 船用工業課

## 目 次

はじめに	1
1. 対象地域のポテンシャル	3
2. 地域における取組みの基本的な流れ	4
2-1 取組みの手順	4
2-2 水域活用等に係る地域における課題解決の視点	5
(1) 地域の現況や課題等の詳細な把握	5
(2) 関係者間の信頼関係の構築	5
(3) 関係者間の問題意識の共有、共感できる目的の明確化	5
3. 沿岸域の適正な水域活用等に係る地域的取組みの基本的考え方	6
3-1 対象地域における課題の明確化	6
(1) 対象地域（水域）が実際に利活用されているか。	7
(2) 利用・利害調整に係る状況はどうなっているか。	7
(3) 生じている事象はなにか。	7
3-2 対象地域の現況の把握・整理	8
3-3 検討体制の構築	9
(1) 地域の関係者	9
(2) 検討の場の形成	9
(3) 課題毎の対応主体の明確化	10
(4) 検討体制の継続と後継者育成	10
3-4 関係者間の調整可能な計画の検討	11
(1) 水域等利用計画の検討	12
(2) 水域等利用ルールの策定	13
3-5 具体的取組みの実施・運営	15
おわりに	16

### 参考資料

1. 水域活用等に係る要請及び課題
2. 水域活用等に係る主要な法規
3. モデル事業の概要

## はじめに

本書は、沿岸域における公共水域、既存ストック及び小型船舶の適正かつ安全な利活用などを通して、地域の活力向上を図る取組みに対する支援を目的に、その取組みの各段階における合意形成に係る事項に焦点をあて「水域を活用した地域活性化方策のガイドライン」として取り纏めたものである。

水域活用の地域的取組みは、個人利用者や地域住民、利用者団体など多くの関係者が協力して進めていくものであるが、行政が関係者間の調整役を担う場合が多い。

そのため、本書は、行政担当者に活用いただくことを念頭に作成している。併せて、関係者である地域住民や利用者団体の方々などにも参考になるものとしている。

### 【解 説】

海と陸との結接点である沿岸域は、古くから生産、流通などの場として利用され、我が国の経済社会の発展に大きく貢献してきた。特に、物流の拠点である港湾は、臨海工業地帯を中心とする生産の場として我が国の発展の原動力となり経済成長の根幹を担ってきた。しかしながら、近年の産業構造などの変化により、沿岸地域の公共水域や港湾施設の一部が有効活用されなくなり、地域の活力の向上に結びついていない状況が見受けられる。

また、四方を海に囲まれている我が国では、国民からの海洋性レクリエーションに対する要求が強く、近年ではマリンスポーツの普及にともないプレジャーボートや水上オートバイなどの利用が増加している。このことは、従来に比べ、沿岸域の公共水域や既存ストック等に対し、海洋性レクリエーションを目的とした利活用ニーズが高まってきていることを表している。

一方で、規制の硬直的な運用がなされていたり、利用に際してのルールづくりや合意形成が十分に図られていないことなどから、水域や施設などにおいて安全で効率的な利用が行われていない地域や小型船舶の海難事故の増加、放置艇問題などの事例が見受けられる。

ところで、検討地域の中心となる水域の場合は「自由使用が原則」であり、漁業権や鉱業権などの一部の生産的な活動に対する権利が存在するものの、排他的利用については認められていない。一方、土地(陸域)は、所有権の行使により排他的利用が可能であり、この点が水域と大きく異なる。

実際の水域では、物流や海洋性レクリエーションなど様々な利用要請があり、「自由使用が原則」という水域の特性により、それらの要請が重なった形で利用されている。このため、複数の利用を安全かつ利用者を満足させるものとするには利用調整が必要となるが、調整は困難であることが多い。

また、沿岸域において、海洋性レクリエーションなどの新たな利用方策を導入する際には、既存の港湾計画や、物流・施設管理を目的とした規制体系の中に、新しい視点を組み込み、総合的な利用調整を行う必要がある。このことから、水域活用の取組主体を担うことの多い行政担当者を主たる対象とし、関係する地元住民・利用者団体の方々が参考として活用いただくことを念頭に作成している。

本書は上記の現状を踏まえ、港湾など沿岸域における公共水域、既存ストック及び小型船舶の適正かつ安全な利活用などを通して、地域の活力向上を図る取組みを支援することを目的に作成している。その内容は、特にモデル事業(\*)における検討内容を考慮して、取組みの各段階における合意形成に係る事項に焦点をあて「水域を活用した地域活性化方策のガイドライン」として取り纏めたものである。

---

\*モデル事業：平成17・18・19年度中調査検討したケーススタディのこと。  
具体的には公共水域や既存ストック及び小型船舶の適正かつ安全な利活用を促進する取組み（モデル事業）として選定したもので東京港、小樽港、名古屋港、木更津港、博多港、大阪港の6港での取組み。

## 1. 対象地域のポテンシャル

沿岸域は、海と陸といった異なる2つの空間による特殊な魅力を有している。

本書の対象である地域は、沿岸部の中でも比較的奥まった箇所に位置し、市街地に近接しているため親水性を効果的に発揮できるポテンシャルを有している。また、静穏度が確保された水域ではレクリエーションに対するポテンシャルも有している。

地域の活力向上を図るためには、これらのポテンシャルを有効に活用することが重要である。

### 【解説】

沿岸域は、海と陸といった異なる2つの空間が融合する特殊な環境を有している。例えば、来訪者が水辺に近づき自然や風景を親しむことができる、多様な海洋性レクリエーションが楽しめる、都市部においては開放的な視点を提供したり水面に反射する建造物の全貌や幻想的な夜景・非日常的な風景を見せる、といった沿岸域ならではの優れたポテンシャルを持っている。

欧米などの諸外国では、一般の人々が利用できる水域が多く、歴史のなかで培われた意識である自らの責任の下で海洋性レクリエーションを楽しんでいるなど、我が国に比べ水域空間の積極的な利活用が図られている。

一方、我が国では、港湾の水域空間を見てみると、これまで主に物流・産業の拠点として利用され、工場や倉庫などが建ち並び市民生活とかけ離れた存在という印象が強い。また、港湾は一般的に「物流のための水域」としての認識が強く、静穏域を観光クルーズやレクリエーションの場として利用するためには、既存の利用者との調整や物流とレクリエーションのゾーニングによる分離など様々な課題や検討事項が存在している。

例えば、物流機能の沖合移転により、かつて港湾利用の中心であった比較的小規模な施設などに対するニーズが変化し、水域の利活用や水辺空間の魅力創出、レクリエーションのための交流施設、商業・飲食施設などへの利用転換が望まれている。

また、静穏な水面貯木場は、製材輸入の増加により利用が低下している。このポテンシャルを活用するため、要請の高いアクセスディンギー(\*)やカヌーなどの活動水域として利用転換することが考えられる。

このような状況を受け、近年では、背後市街地との近接性や親水性、景観性など沿岸域のポテンシャルを活かして水辺にレストランを配置し、船上や水上テラス席から食事と景色を楽しむなどの利用事例や、歴史的な遺産である運河を観光資源として利用したクルーズなどの事例、また、関係者の合意形成などにより運河沿いの遊歩道を整備したり、造船ドックを活かした水辺空間の形成により集客を図る事例など、沿岸域のポテンシャルを発揮させ地域の活性化を実現している事例がみられる。

対象地域が活性化されるなかで、対象地域のポテンシャルが変化し、それに対応して関係者の利用ニーズは変化していくということが考えられる。このような、ポテンシャルの変化についても検討する一つの条件として捉えることが重要である。

\*アクセスディンギー：初心者や高齢者、子ども、体の不自由な人などに安全に操縦できるように設計されたユニバーサルデザインの小型ヨット。転覆することがない、身体を移動させる必要がない、進む方向に向かって座れるなどの特徴があり、操作が簡単である。

## 2. 地域における取組みの基本的な流れ

### 2-1 取組みの手順

地域における取組みは、一般的に以下に示す一連の手順で検討・実施することを基本とする。

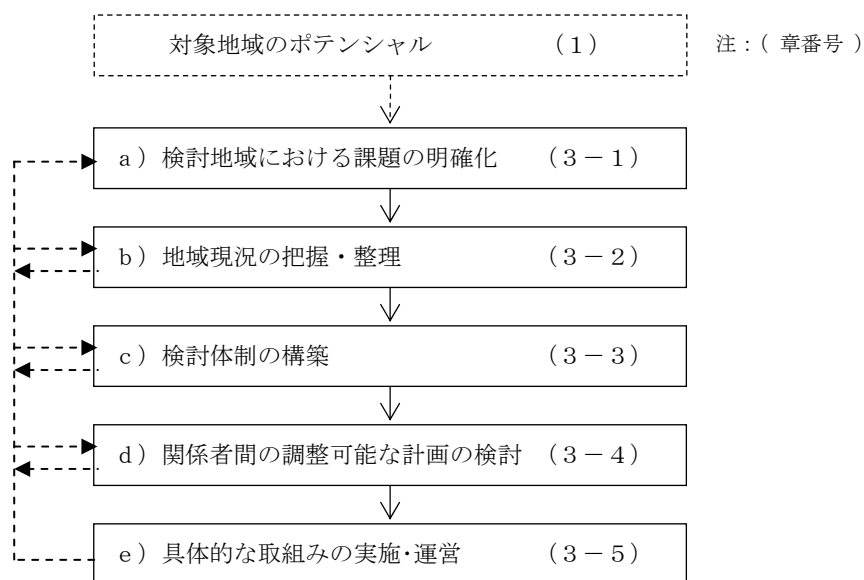
- a) 検討地域における課題の明確化
- b) 地域現況の把握・整理
- c) 検討体制の構築
- d) 関係者間の調整可能な計画の検討
- e) 具体的取組みの実施・運営

#### 【解説】

適正な水域活用を推進するためには、利用のためのルールづくりや利害関係者間の調整など、様々な課題を解決していかなければならない。地域の課題を解決し活性化を実現するためには、利害関係者が具体的な取組みの中で継続的に協力し、各取組みの成果を地域の状況に応じてフィードバックするなど、検討を進めていくことが重要である。

また、取組みの各段階において、前段階で行った検討の評価を行い、検討内容に不足がある場合については再検討を行うなど、検討内容のスパイラルアップを行うことで取組みの質的向上を目指すことが重要である。

具体的な取組みの検討は、図2-1に示す基本手順に沿って継続的に行い、取組みの内容を地域ニーズや利用実態と整合するよう深めていくことが重要である。



注：各段階における取組みの成果を地域の状況に応じてフィードバックし、検討を進めていくことが重要

図2-1 沿岸域における水域活用などの取組みの一般的な手順

## 2-2 水域活用等に係る地域における課題解決の視点

地域における取組みは、以下の3つの視点を考慮して検討することが重要である。

- ・ 地域の現況や課題等の詳細な把握
- ・ 関係者間の信頼関係の構築
- ・ 関係者間の問題意識の共有、共感できる目的の明確化

### 【解説】

地域における取組みにあたっての課題解決の視点を以下に示す。

#### (1) 地域の現況や課題等の詳細な把握

関係者が地域の現況や課題等を詳細に把握することが、地域活性化のための基本となる。このため、関係者が現地を直接歩き、関係者間で意見を交換し、また、関係者間の立場や関係性を理解することなどが重要である。

#### (2) 関係者間の信頼関係の構築

対象地域に対する考え方や立場は、関係者によって異なることが多い。このため、関係者間の相互理解により信頼関係を構築し、調整しながら具体的な活性化の取組みを検討する必要がある。また、形成された信頼関係は、実際の活性化の取組みにあたり大きな推進力になると考えられる。

#### (3) 関係者間の問題意識の共有、共感できる目的の明確化

(2)にも関連するが、地域での課題や現況に対して、関係者が問題意識を共有し、具体的な活性化の取組みを検討する必要がある。問題意識が共有されないまま調整が進んだ場合には、結果としてその取組みを見直すこととなる可能性が高い、と考えられる。

考えや立場の異なる関係者が共通の取組みを行う場合、全関係者がその取組み全てに合意することは稀であり、関係者が妥協しながら取組みを進めるためにも問題意識の共有は重要である。

その結果、関係者の異なる考えや立場を超えて共感できる目的を明確化し、取組みの具体的な内容を検討することによって、地域の活性化が実現されると考えられる。

### 3. 沿岸域の適正な水域活用等に係る地域的取組みの基本的考え方

#### 3-1 対象地域における課題の明確化

水域活用を図ろうとする地域では、地域毎に異なった課題が存在している。このため、対象地域の課題を把握し、明確化することが必要である。

なお、机上で把握できない事項については、社会実験等を行い把握することが重要である。

#### 【解説】

水域活用を図ろうとする地域の課題をみると、「水域占用許可などの規制緩和」、「既存ストックの有効活用」、「水域へのパブリックアクセスの確保」、「利用者間の合意形成」、「港湾施設の利用に係わるルール化」、「放置艇・沈没船による景観の阻害」などが見られる。

このように水域活用を促進するにあたっての課題は様々であり、検討の初期段階において対象地域における取組みのテーマを明確にし、課題となるポイントを押さえた上で、現況の把握を行うことが重要である。

課題の把握は水域活用に関する取組みを左右するものであるから、対象地域の特性に応じて、行政を中心とした各関係者は課題の把握方法について工夫を凝らし、取組みを進めていくことが重要である。

なお、机上検討ではわからない（やってみなければわからない）課題が想定される場合には、必要に応じて社会実験などを実施することによって、水域活用時に起こりうる問題や課題を把握することも重要である。

#### 《モデル事業における課題の明確化》

東京港	：水域利用者の安全確保	など	(参照 - 参-22 -)
小樽港	：マリンレジャーによる貯木場の活用方策	など	(参照 - 参-25 -)
名古屋港	：継続的な活動に向けた仕組みづくり	など	(参照 - 参-27 -)
木更津港	：産業活動及び親水活動による水域の重複	など	(参照 - 参-31 -)
博多港	：関係者間の情報共有、利用水域のゾーニング	など	(参照 - 参-33 -)
大阪港	：レクリエーション等による港湾機能の再整備	など	(参照 - 参-37 -)



## 【課題の把握・対象地域の分析例】

課題を明確化するための方法の一例を次に示す。

次の、3つの視点から該当地域の分析を行うものである。

- 対象地域（水域）が実際に利活用されているか。
- 利用・利害調整に係る状況はどうなっているか。
- 生じている事象はなにか。

### （1）対象地域（水域）が実際に利活用されているか。

これは、対象地域（水域）の状況により区別しておくというものである。

- ① 利用されていない水域か
- ② 現に利用されている水域か

①の場合は、対象地域（水域）に対するニーズと既存施設の現況を主な前提条件として活性化のための計画づくり、ルールづくりを検討していくことになる。

②の場合は、①に加え現在の利用状況が前提条件として追加され、一般に解決のための課題が複雑な関係になると考えられる。

### （2）利用・利害調整に係る状況はどうなっているか。

対象水域において、利用・利害調整に係る状況として具体的にどのような課題が生じているか、あるいは生じる可能性があるか、というものである。

具体的内容としては、次のとおりである。

- ・利用ニーズが十分に把握されていない。
- ・ニーズと利用状況が整合していない。
- ・利用者、関係者間で利害の対立がある。
- ・利用者と地域住民との間で対立がある。
- ・関係者間の調整の場が設置されていない。                      など

### （3）生じている事象はなにか。

対象地域において、どのような困った事象が生じているか、あるいは生じる可能性があるか、というものである。

具体的内容としては、次のとおりである。

- ・騒音、ゴミ
- ・環境への悪影響
- ・港湾活動に対する阻害
- ・不法係留    など

### 3-2 対象地域の現況の把握・整理

対象地域の現況の把握・整理は、3-1の対象地域における課題の明確化と表裏一体をなすものであり、具体的な取組みの検討における基礎データとなる。

現況の把握においては、特に次の事項に留意して行うことが重要である。

- ・ 課題解決に関係する事項
- ・ 地域の利用に関係する事項
- ・ 利害関係者に関係する事項

#### 【解説】

対象地域の現況を把握するために整理する項目は、次のとおりである。

- ・ 地理的条件（周辺土地利用…）
- ・ 施設現況・施設利用状況（水域含む）
- ・ 課題の実態（騒音、ゴミ…）
- ・ 環境関係事項（水質、臭い、水際線の状況、野鳥飛来状況、…）
- ・ 文化、歴史、行事、観光資源…
- ・ 既得権 など

これらの事項の中から、課題解決に関係する事項、地域(水域)の利用状況に関係する事項、利害関係者に関係する事項については、特に詳細に把握し、取組みの具体的検討に活用する。

また、地域の活性化の具体的取組みを実施・運営する段階を想定して、必要な事項について現状把握するという視点が必要である。

#### 《モデル事業における現況の把握・整理》

東京港	：社会実験による現況把握	など	(参照 - 参-23 -)
小樽港	：漁業者・近隣事業者との調整	など	(参照 - 参-25 -)
名古屋港	：関係者と運河との係わり図の作成	など	(参照 - 参-27 -)
木更津港	：親水に適した海づくり（水質改善）	など	(参照 - 参-31 -)
博多港	：様々な水域利用団体間の意見交換・情報共有	など	(参照 - 参-33 -)
大阪港	：水域及び陸域からのアクセスが容易	など	(参照 - 参-37 -)

### 3-3 検討体制の構築

検討体制の構築は、関係者による、検討の場の設定により行う。

その際、課題の早期解決を図るために、課題毎の対応主体を明確化（役割分担）することが重要である。

また、取組みの具体的内容が利用実態と整合性のとれたものとするために、構築された検討体制を維持し継続的に検討することも重要である。

#### 【解説】

##### (1) 地域の関係者

検討体制を構築するための関係者は、次のとおりである。

- ・地域住民、地元自治会
- ・利用者団体(\*)
- ・外来者（釣り人、海水浴客など）
- ・港湾管理者（公物管理部局との意見調整含む）
- ・地元自治体（市街地と沿岸部との役割分担・連携など）
- ・漁業者
- ・事業者
- ・環境団体(\*)
- ・保安部、警察
- ・学識経験者、有識者
- ・マリーナ管理者
- ・その他

この中で、ある関係者が複数の役割を持つ可能性があるため、関係者の役割や関係者間の利害関係を考慮し適切な検討体制とすることが重要である。

地域事情等によっては、検討対象地域の周辺住民だけでなく、広い範囲の住民が参加する検討体制とすることが重要である。

##### (2) 検討の場の形成

検討を行う場の形成としては、一般に検討会や委員会などの会議を設置することになる。しかし、会議による検討では関係者の意見が十分集約できないと考えられる場合は、アンケート実施や説明会実施など、意見の集約方法を検討する必要がある。

会議では、関係者が各々の立場や考え・意見を自由に話すことができるように、誰もが発言しやすい環境（雰囲気）をつくりだすことが重要である。

---

\*団体の形態については、同好会やNPO、法人などさまざまな形態のものを含む。

### (3) 課題毎の対応主体の明確化

課題を早期に解決するため、諸課題に対応する関係者を明確化することが、重要である。

#### 1) 水域等管理者の主な役割・留意事項

港湾等の水域管理者（行政機関）は、港湾区域や管理する港湾施設などを良好な状態に維持するとともに、安全な利用を促進することが求められる。

このような行政機関の内部でも、公物管理部局と企画・計画部局では水域や施設利用に関する考え方が異なる場合がある。水域活用については地域の活力向上を図っていくためには、行政内においても意見調整を行うことが重要である。

また、地域における取組みにおいては、行政機関は法律・条例などの専門家として役割を担う場合があり、さらに「話し合いの場」の設定や利用者間の調整役を担うことが求められることもある。関係者の意見をまとめるために、港湾管理者の立場から「港湾利用における基本的考え方」を提示したり、関係者から出される意見に偏りが無いか等についてもチェックすることが重要である。

#### 2) 利用者、その他関係者の主な役割・留意事項

地域住民やボート競技等で水域利用する人々などの利用者は、対象地域に密着しており、その魅力や特性、課題等を肌で感じていると考えられる。こうした人たちからの地域の情報や「生の声」を積極的に検討に取り入れることは、対象地域に対するニーズを的確に反映させるために重要なことである。

地域が活性化することは住民にとっても好ましいことであり、地域住民が検討の場に積極的に参加することも重要な意義を持つ。

また、関係者は、他の関係者の立場を考慮し、自らの主張・言動や行動に責任を持って取り組むことが重要である。

### (4) 検討体制の継続と後継者育成

継続的に検討を行うことで、短期的には解決困難な課題への対応や、顕在化していない課題の明確化ができると考えられる。このため、継続的に取り組むことを視野に入れた体制づくりを行うことが重要である。また、体制や取組みメニューの見直しなどの再評価の仕組みを構築することが重要である。

水域活用を継続的に促進していくためには、支援団体・サポーターなどの存在・支援が重要であり、将来の活動の担い手となる人材の育成は検討の継続によって実現される。さらに、地域の人々が取組みに継続的に参加していくことで、自分たちの力で地域の活力向上の取組みを盛り上げていくことが重要である。

#### 《モデル事業における検討体制の構築》

東京港	：社会実験協力者が参加するWG等による検討	など	(参照 - 参-22 -)
小樽港	：管理者、関係諸官庁及び市民団体等による検討	など	(参照 - 参-25 -)
名古屋港	：勉強会の開催による率直な意見交換・情報共有	など	(参照 - 参-28 -)
木更津港	：自治体・漁組・海事関係者・有識者等による議論	など	(参照 - 参-31 -)
博多港	：管理者、海保、水域利用団体等による議論	など	(参照 - 参-33 -)
大阪港	：自治体、地権者、近隣住民・事業者等による議論	など	(参照 - 参-37 -)

### 3-4 関係者間の調整可能な計画の検討

計画の検討にあたっては、全ての関係者が自らの役割、目的、関心のある事項等を考慮し主体的に取り組むことが必要である。その際、具体的な計画やルールの検討を円滑に進めるため、関係者の互いの立場・役割を十分に理解し、目指すべき地域像や地域の理念について共有化を図ることが重要である。

また、実態に則した調整可能な計画とするため、利用や課題の検討においては、適切な優先順位を定めることが重要である。

#### 【解説】

地域の関係者は、現地近くに居住する人々、利用時に訪問される人々などその立場が異なり、地域における目的も異なる。このため、関係者の誰もがなにかの妥協をしなければ、計画やルールをまとめることができないと考えられる。

このため、具体的な計画やルールの検討に入る前に、目指すべき地域像や地域の理念を関係者間で検討・合意し、その地域像を検討の拠り所とすることで円滑な検討を進めることが重要である。

また、利用や課題の検討においては、「何が一番重要か」「妥協の余地がないものは何か」等を明確にするなど優先順位を検討したり、時間軸の中で短期的、中・長期的に解決すべきものを区分して考えたりすることで、地域の実態に則した議論が展開できると考えられる。

異なる立場、相違する考えなどを持つ関係者が検討を進めるため、時には激しい意見を交えるような場面も生じる。そのような本音をぶつけ合うことが、相互理解を深め実行可能な計画を作り上げる結果を生む、ということが実際の合意形成では見られるようである。

具体的な計画を支えるソフト面は、関係者間のルールやマナーである。利用促進のためのルール、管理・運営のためのルール、想定外に対応するためのルールなど、ルールを階層的に区分して検討する。その結果合意できたルールは、不特定多数の方にわかりやすく情報提供することが重要である。

なお、港湾管理者等によって策定された長期構想・計画や関連計画に関連して、調査・検討が行われていることがある。それらの調査や検討の成果を活用していくことが多面的な検討を促すものとなる。

## (1) 水域等利用計画の検討

利用計画の検討にあたっては、対象地域のポテンシャルや、様々な関係者から利用ニーズを把握し、利用者や地域のニーズに即した水域利用を図ることが特に重要である。その際、特に海洋性レクリエーションの場として利用計画を検討する場合の主な留意点は以下のとおりである。

### ① 動線の確保

対象地域は、陸だけでなく海という水面を有していることが大きな特徴であり、陸側からの動線の確保とともに、海からの動線確保は重要な視点である。

海からの動線確保の際には、ビジターが利用できる一時係留施設、可搬型ボートを進水させるために必要なスロープ、浮き桟橋等、海洋性レクリエーション活動に必要なインフラが不足している場合や、利用目的が限定されていることが課題となることがある。この際、早期課題解決のため、既存施設・ストックの有効利用の観点から当該施設等の当初目的からの転用や運用を工夫することが重要である。

また、産業利用されている水域において、新たな利活用の促進を検討する場合、従来からの水域利用者との調整が重要である。

### ② 地域との連携

海洋性レクリエーションの普及は、地域産業の立場からは地域外からの集客による経済効果が期待できるものであり、水域利用だけではなく、観光資産との連携、地元「うりもの」との組み合わせなど、「まち全体」の取り組みとして幅広い主体からアイデアを取り入れることで地域活性化に資する計画とすることができる。漁業においても、ダイビングサービスや体験漁業等の海洋性レクリエーションの事業化が考えられ、利用者や地域との共存・共栄の関係を構築できる可能性もあり、先進的な事例や運営主体等の情報を収集することが重要である。

水域の新たな利活用方策の検討は、行政と当該地域のポテンシャルを熟知し事業化意欲を持つ地元民間団体、地元企業、住民が連携し、まちおこしのノウハウをもつNPO法人、大学、有識者とも協働することで、知恵を出し合いながら進めることも有効な手段である。

### ③ 対象地域の環境の保全・改善

対象地域の環境は、対象地域周辺の住民にとって大きなウエイトを持つものであり、海洋性レクリエーションの場として利用する者にとっても、対象水域の水が清いことは魅力のあるものである。従って新たな利活用方法を検討する際には、対象地域の環境にも配慮することも重要である。

## (2) 水域等利用ルールの策定

海などの公有水面は、自由使用が原則である。利用者の意思に基づき、そのモラル・マナーによって適正な水域利用が図られることが、最も望ましいことである。しかし、実態を見てみると、一部の水域においては、P B(\*)の騒音による地域住民からの苦情、カヌーなどの無動力船に与えるP Bの航走波が危険といった利用者間の競合等の問題や、自分勝手な利用者が他の関係者へ迷惑をかけている状況が生じている。

関係者が共存できる水域利用及び安全確保を図っていくためには、利用者の一般的な行為の標準となる水域等の「利用ルールづくり」を行う手段が考えられる。

地域の性格や水域利用の成熟度合いによっては、利用ルール自体の必要性の有無や、ルールが遵守されるか否かなど、実際に水域利用を試みなければ把握できないことも多いと考えられる。

このように、新たな利用方策やルールを運用していく際には、不確定要素が多いことから、まずは水域活用に関して動き出すことが最優先事項であり、暫定的な利用において不都合がある場合には、その都度見直しを行うなど段階的な運用・検討を行うことが重要である。また、ルールに対する理解、認識(ルールの浸透)は時間がかかるものであり、ルールによる効果の早期実現を過度に期待せず、長期的な視野を持って取り組むことが重要である。

### ① 水域等利用ルールの考え方

水域等利用ルールは、「地域との共存」、「利用者の安全確保」、「利用者の視点」に留意したものであることが重要である。ただし、3つの観点から、「がんじがらめの利用ルール」を策定した場合、利用者がいなくなってしまうのでは本来の趣旨に反することとなる。

このことから、水域等利用ルールを検討する際には、水域管理者だけでなく地域住民や水面利用者を交えて十分な意見交換及び議論を行うことが必要である。

さらに、地域住民や水面利用者と協働で利用ルールを策定することで、管理者から利用者にルールを一方向的に押しつけるのではなく、ルールの必要性やルールを遵守することの大切さを地域全体で考え、その機運をつくっていくことが重要である。

なお、利用ルール策定後においても、水域の利用形態の変化や、新たに発生する問題に柔軟に対応するため、必要に応じて関係者間による検討を行い、ルールの項目を追加するなど、利用ルールを利用実態にあったものに更新していくことが重要である。

### ② 水域等利用ルールの周知・指導

水域等利用ルールに関しては、イベントや講習会等を通じて周知することが効果的である。そうすることによって、ボート愛好者であれば常識であるような初歩的なマナーやルールが、実体験の中で自然に身につくと考えられる。さらに、そのようなルール等が関係者に遵守されることで、地域の活性化が良い形で実現される。

また、水域等利用ルールの指導に関しては、カヌーやP B等の各部門のプロフェッショナルや、マリナー及びレジャー用品販売店などと協力関係を結び、安全教育及び広報啓発活動を実施することなどが考えられる。

---

\*P B (Pleasure Boat) : モーターボート、ヨット等、海洋性レクリエーションに使用される小型船舶の総称。

《モデル事業における調整可能な計画検討》

東京港	：水域利用に関するルールの十分な検討及び実行	など	(参照 - 参-23 -)
小樽港	：海からの動線の確保、地域（漁業者）との連携	など	(参照 - 参-25 -)
名古屋港	：活動の仕組みである（仮称）水環境大学の設立	など	(参照 - 参-28 -)
木更津港	：活性化に向けたイベントメニューの検討	など	(参照 - 参-32 -)
博多港	：水域利用ルールの策定、実践に向けた検討	など	(参照 - 参-34 -)
大阪港	：当該水域の水質及び騒音による周辺環境への影響	など	(参照 - 参-38 -)



### 3-5 具体的取組みの実施・運営

関係者間で検討及び合意した具体的な取組みを実行に移すと、検討段階では想定できないような状況が生じたり、長期的な対応が必要であったり、計画などを見直す必要が生じたりする。このため、継続的に取組み、地域の実情に対応した計画やその実施・運営を行うことが必要である。

また、具体的な取組みに際しては、定めたルールなどをどのようにして関係者に実行してもらうかが重要である。

このような観点からも、地域の活性化を担う人材を継続的な取組みの中で育て、地域の縁とポテンシャルを活かすことで真の活性化を実現することが重要である。

#### 【解説】

具体的な取組みの実施・運営は、検討された計画やルールが活動の実態と合致している場合には円滑に行われる。しかし、一般的には取組みの実施・運営時においては、いくつかの問題が生じると考えられる。

このため、構築された検討体制を継続的に運営・活用し、地域の活性化を実現することが、真の意味での具体的な取組みの実施・運営ということになる。

地域の活性化を考える際、関係者が知恵を出し合って課題の対応策を検討する過程が、地域活性化の根幹となる重要な取組みとなる。

具体的な取組みの実施・運営を行っていく上で明らかとなる課題を、各検討段階に応じてフィードバックし、計画やルールを改善していくことで地域に根ざしたものがつくられると考えられる。さらに、様々な検討過程を通じることによって、地縁を大切にする「地域人」ともいえる人材が育つことになると考えられる。

## おわりに

沿岸域における適正な水域活用等に係る地域的取組みは、利用者や周辺住民などの関係者が安全かつ満足に水域を中心とする地域を利用し、そのことによって地域の活力向上を目的としている。

また、対象地域の中心となる水域は「自由使用が原則」であるため、地域の人々、既存の利用者や水域管理者（港湾管理者等）は、地域に対する新しいニーズや活動の要請を如何にして受け入れ新しい秩序ある利用を実現していくか、という姿勢を持つことが重要である。具体的には、本書で述べた関係者による「検討体制の構築」が出発点となり、「調整可能な計画の検討」等により、新しい水域等の利用ルールが実現される。

利用要請と地域の特性に応じた検討・調整がフィードバックされ、その取組みが継続されるなかで、地域の人々や利用者団体等の関係者は地域活力の向上に対して更に高い意識を持つようになる、と考えられる。

このような取組みを通じて地域が活性化されると、従来の「公共性」の概念から、行政機関だけでなく地域住民、利用者等が参加してつくっていく新しい「公共性」という概念のもとで、地域が活性化されると考えられる。

ところで、現在、このような取組みの中心的な調整役は、行政機関が行っている場合が多い。一方、最近の地域の取組みを見てみると、多様化する住民ニーズに効率的、効果的に対応する「指定管理者制度」や、行政に代わって市民や事業者が身近な公共空間を利活用し地域に良好な環境を創り出す活動である「アドプト制度」などが、公共マリーナや道路等で活用される事例が全国各地でみられる状況である。

このような状況を踏まえると、指定管理者制度等の活用は、関係者によるより柔軟な利用を実現する一つの手立てになる可能性があると考えられる。

今後とも、地域の人々、利用者及び行政機関などの関係者が協力して、地域の特性や利用状況に応じた取組みが積極的に行われることを期待する。

その際、本書が参考になれば幸いである。